

情報倫理とはなにか

水谷 雅彦

(京都大学文学研究科倫理学研究室)

本報告では、応用倫理学の一部門としての「情報倫理」のありかたについて論じる。まず、情報倫理とコンピュータ・エシックスの異同に触れた後、コンピュータというものの特殊性について責任という観点から論じる。ついで、情報倫理という分野がそもそも独立してたてられねばならない事情を、情報という領域に固有の問題をいくつか例示しつつ考察する。最後に、たんなる問題解決型の研究にとどまらない情報倫理の可能性を探る。

Information Ethics: An Introduction

MIZUTANI Masahiko

(Graduate School of Letters, Kyoto University)

Information Ethics is one of the newest fields in the field of applied ethics, in the sense that applied ethics deals with and tries to resolve the conflicts between advances in technology and people's life in the modern society. The aim of this paper is to introduce some special issues in the field of Information Ethics and to show why these problems need philosophical investigation.

0 はじめに

「情報倫理」あるいは「コンピュータ・エシックス」とは、近年注目を集めている「応用倫理学」(applied ethics)の最も新しい一部門である。応用倫理学は、今世紀の後半のテクノロジーの爆発的な発達に既存の規範システムが対応しきれていないという問題意識に加えて、単に過去の大哲学者の理論を訓古注釈的に考察したり、さもなければ道徳的言語を形式的に分析したりすることに終始している倫理学の現状への反省から誕生したものである。代表的なものとしては、脳死問題や尊厳死問題で話題となった「生命倫理」や、「環境倫理」をあげることができよう。たとえば前者においては、「生命の尊厳」という人類が獲得した崇高な理念の適用をめぐる様々な矛盾や権利の衝突が発生している現状をどのように調整すべきかが問題とされる。また後者においては、未来世代のために良好な地球環境を残そうという、誰もが賛同するであろう理想が、現在の世代の既得の権利を制限することにつながりうるという問題が議論される。そのような中で、コンピュータ技術をはじめとする電子テクノロジーの急激な発達が、たんなる「便利さ」の追究というのではすまされない深刻な倫理問題をわれわれにつきつけているとの問題意識から近年議論されはじめたのが「情報倫理」である。

1 情報倫理とコンピュータ

まずことわっておきたいのは、「情報倫理」と「コンピュータ・エシックス」とでは、概念上の差異が存するということである。第一に、「情報倫理」の扱う領域が、必ずしもコンピュータと直接関係しないということもありえるからである。たとえば、最近、少年犯罪をめぐる議論された報道の自由をめぐるメディア・エシックスの問題なども「情報倫理」の扱うべき領域であろう。また、「インフォームド・コンセント」や「遺伝子情報」などに関わる生命倫理の問題は、ある意味では情報倫理の問題でもあるし、環境問題において議論の種になっているもの多くは、97年のCOP3会議をみても明らかのように、統計データなどの扱いをめぐる情報問題でもある。さらに企業における「内部告発」などのビジネス・エシックスの問題も、ある意味では情報の問題である。このように、従来個別に議論されてきた応用倫理学の各種の領域は、必ずしもすべてではないものの、「情報」という観点から総合的に研究されうるのである。

しかしながら、以上のような観点もコンピュータというものがなければ出てこなかったということも確かである。それは現代社会におけるコンピュータの遍在性と、まさにそれゆえに人々がさしあたってはコンピュータへの依存を意識してはいないということと深く関係する。コンピュータはなにもキーボードとモニタがセットされた演算装置だけを意味するわけではない。航空機や自動車から、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品やおもちゃにいたるまで、われわれの身の回りにはきわめて多くのコンピュータを内蔵する機器が存在している。その数が一定量を越えたとき、広告ではもはや「コンピュータ制御」をうたい文句にしなくなった。近い将来コンピュータという言葉そのものが人々によって使われなくなる可能性すらある。そのことと、人類の直面する多くの問題を真剣に議論しようとする際に、コンピュータというものの存在を前提にしないでは、もはやなにごとにも語れなくなっているということとは深く関係している。

人類が今後もほぼ全面的に依存するであろうコンピュータというものは、その本質上、たいへんやっかいな性質をもっている。つまり、コンピュータはハードウェアの面でも、ソフトウェアの面でも「完全」ではありえず、なにがしかの必ず「欠陥」をもっているのである。こういって、「人間が作ったものだからあたりまえではないか」という声が聞こえてきそうだが、コンピュータにおける「欠陥」の存在の必然性は、他の諸道具の欠陥とは本質的に異なるように思われる。汎用性とそのことに由来する事故の予測不可能性、遍在性とそれに起因する無意識的依存などの特徴は、他の道具にはないものである。

欠陥が必然的であるということは、それに対する責任意識が希薄になるということの意味する。身近な例で言えば、論文が完成間近になった時点でハードディスクがクラッシュしたり OS がハングアップしてデータが全部消えた場合にパソコンメーカーやソフトメーカーがなんらかの損害補償してくれるわけではけっしてないということを考えてみればよい。コンピュータに依存した防衛システムが民間航空機を誤爆したという事件がかつてあったが、すくなくともコンピュータ技術者にその責任を負わせることはできないであろう。もし、彼らの責任が追及できるようなシステムがあるとするならば、おそらくは誰もプログラムの開発などしなくなることは必定である。もっとも、フリーソフトウェア運動にみられるように、プログラムに対する権利を一定限度放棄することによって、免責を獲得するというやりかたもないわけではないが、逆にそうした運動自体がまた、コンピュータというものの特殊性を示しているといってもよい。したがって、法律家たちも、製造者の「過失」が立証できなくとも、「欠陥」の事実と被害との因果関係だけを立証することだけで製造者の責任を問うという、いわゆる「PL法（製造物責任法）」を汎用コンピュータやソフトウェアに適用することは困難であるとみているようだ。

そして、この「責任」の不在ということとは、コンピュータというものには本来の意味での専門家など

いないということを意味する。一般に応用倫理学はテクノロジーの発展に対応するものである以上、そのテクノロジーに関する知識を独占してきた専門家が専門家であるがゆえに担うべき義務や責任に関わる「職業倫理」(Professional Ethics)としての性格をもっている。たとえば「生命倫理」は、かつてはヒポクラテスの誓いに代表されるような「医療従事者の倫理」であった。コンピュータに関しても、かつてアメリカ計算機学会(ACM)が「倫理綱領」を設定した際の問題意識は、専門家であるがゆえにもっている「力」に由来するノブレスオブリージュのごときものを説いていたといつてよい。しかし、メインフレームの時代からパーソナルコンピュータの時代へとも特徴づけられるコンピュータの普及にともなって、無数の組織化されていない「専門家」(たとえば「ハッカー」と呼ばれる、コンピュータに関する高度な専門的技能をもった人)が発生しているのをみても、コンピュータの「専門家」とは誰のことを指すのかは、きわめて不分明であるといえよう。さらに、近い将来、各戸にインターネットの専用線が引かれ、それぞれのマシンが固定された IP アドレスを持ったサーバになった場合、従来のコンピュータやネットワークの「管理者」という名の「専門家」も消滅することになるだろう(ドメインネームや IP アドレスの管理という面についてはひとまず措く)。現在のインターネットの仕組みが最良かつ不変であるわけではないにしても、現在のところの標準である TCP/IP というプロトコルシステムは、IP アドレスの絶対的平等性という前提のもとに成り立っており、そもそも「管理者」の存在を想定してはいないのである。

現在、コンピュータに関わる倫理問題として考えられているものの多くは、本質的には、以上のような、遍在性、責任の問いがたさ、専門家の不在というコンピュータの特徴に起因するものだといつてもよい。しかし、そうした事柄そのものは、それほど新しいものなのだろうか。たとえば、「街を歩く」という、ごくありふれた事柄とのアナロジーがほとんどの場合成り立つのではないかという疑念もありえよう。だれもが街を歩かし「散歩の専門家」などはいない。ましてや、というか、したがってというか、「散歩倫理学」などは存在しない。散歩の途中で「わいせつな物」を通行人にみせびらかすこと、他人の家に勝手に上がりこむこと、通りすがりの通行人になぐりかかること、人の持ち物をだまって持ち去ること、等々をどう考えるかという問題、あるいは、現状では散歩をすることに不自由さを感じざるをえない障害者にとって散歩しやすい街づくりはいかにあるべきかという問題が倫理の問題であることは確かだとしても、それが独立の領域を要求するわけではなく、ただ通常の倫理があればよいはずである。

2 情報倫理の諸問題

この問いに答えるためには、いかなる倫理問題が情報倫理ないしはコンピュータ・エシックスの領域で考えられているのかを概観しておく必要がある。とはいっても、コンピュータ・テクノロジーの急激な発達とコンピュータの遍在化に起因する諸問題は、その予測不可能性をこそ本質的な特徴とするものであるがゆえに、たんに現時点での例示のみが可能であって、網羅的な列挙などは望むべくもないということには留意しておく必要がある。

2-1 プライヴァシー

まずあげておきたいのは、プライバシーの問題である。これは情報倫理一般の問題ではあっても、必ずしもコンピュータの問題につけるわけではない。しかし、個人情報の保護という観点からすれば、ネットワーク化されたコンピュータというものが、かつてなかったほどの脅威をそれに与えるであろうことも確実なのである。それは、通常、コンピュータ照合(matching)の問題と言われており、アメリカ

ではすでに深刻な論争の種になっている。一般に、異なる目的で収集されたデータをつきあわせるという作業は相当な労力を必要とするが、コンピュータというものは、それを最も得意とする機械なのである。具体的にいえば、ある種のビデオをレンタルしたことのある人に関するデータベースと街の金融会社から金を借りたことがある人に関するデータベースを連結させることで、特定の間人を割り出すことが一瞬で可能になる。このような照合は、民間の会社によって行われることもあるし、政府や各種行政機関によって行われることもある。民間企業におけるそれは、自社が集めた個人情報のデータ流出として、ビジネス倫理の問題にもなるし、犯罪にもなりうる。しかし、公的機関によるマッチングは、犯罪捜査や年金の不正受給などの摘発に役に立つという点で正当化されもする。ただ、それが個人のプライバシーにとって脅威となる可能性、そしてわれわれがこれまでとは違った行動パターンをとることを余儀なくさせる可能性をもっていることも確かである。極端な例をあげれば、アメリカの一部で実際に行われているような、自分の住所を入力すれば、そこから半径 50 キロメートル以内に住む性犯罪の前科がある人間のリストが顔写真付きで出てくるというサービスが簡単に成立するのである。

2-2 知的所有権

(中略)

2-3 「有害」なコンテンツとその規制

アメリカの「通信品位法」に対して表現の自由を定めた修正第一条に反するという違憲判決が出たということもあってか、インターネット上の「有害情報」の取り扱い、情報発信そのものを法的に規制するという方向から、受信者のほうでソフトウェアを使ってフィルタリングするという方向に変化しつつあるようだ。このフィルタリングソフトとしては、以前から Surf Watch や Net-Nanny などの商用ソフトが有名であった。これらのソフトは、それぞれ独自の基準で「有害サイト」のデータベースを作成し、ライセンス契約をした顧客には、定期的にそのアップデートを送るというものであった。しかし、数千万という単位で爆発的に増え続け、また頻繁に変更される WWW サイトをすべて網羅することなどそもそも不可能なはずである。そこで考えられたのが、発信者による自発的なレーティング（格付け）をもとにしたフィルタリングである。これは、自分のホームページの HTML の記述のなかに、レーティングソフトが読み込む特別な META タグ（自分でレーティング表示をするか、レーティングをしてもらう第三者の格付け機関を指定する）を埋め込むもので、かんたんにいえば映画などで「18 歳未満お断り」と表示しておくのと似ている。たとえば「全裸写真を含む」というレーティングをしている（あるいはされている）サイトには、「半裸までならいいけど、全裸はだめよ」という設定にしてあるクライアント側からはアクセスできなくなる。

この方式は、発信者の自発的レーティングと受信者による自主的選別という点で、安易な法的規制に比べれば、はるかに「民主的」であるかにみえる。「見たい人」は見ることができ、「見たくない人」は見ずにすむというわけだ。WWW コンソーシアムが開発し、日本でも「電子ネットワーク協議会」などが導入を試みている PICS(Platform for Internet Content Selection)は、そうした仕様のなかで標準になろうとしている。しかし、この方式にも問題がないわけではない。この手の「自主規制」は、電子ネットワーク以前からも、たんに「見たくない人」が偶然「見てしまう」ことを防ぐためののみであったのではない。つまり、未成年などの「見せたくない人」に「見せない」ようにするのが、そうした自主規制の主たる目的であったのだ。だとすれば、映画などとは異なって、電子ネットワークにおいては、この「見せたくない」人に「見せない」という機能が、たんに「未成年者の保護」という目的を離れて使用される可能性も出てくる。たとえば、個々のクライアントの意志に関わらず、プロバイダの側で、恣意的な

フィルタリングを行うことも仕様上は可能なのである。「自主規制」が「検閲」に限りなく近い行政による「指導」になりうるというのは「映倫」などをみても周知のことであろう。しかも電子ネットワークにおいては、この「自主規制」はエンドユーザにそれと知られることなく行われやすい。また、情報発信をする側に自発的にレーティングを行うことを拒否する自由があるかどうかが問題となろう。フィルタリングをしたい側からすれば、そのようなサイトは最も危険なものとなる。したがって、レーティング表示なしのページは、最高度のレーティングをされたページと同様かそれ以上の扱いになる可能性が強い。さらに、レーティング表示を拒否するということがそのものが、非難の対象になることもあるだろう。

事実に反するレーティングが「自発的」に行われていた場合にどう対処するかというのもやっかいな問題だ。これに対する検閲に基づく「処罰」が行われないうちに、このシステムは空洞化するのとは必然だ。よほどのことがないと、自分のサイトに「違法」だとか「残虐」、「著しく不快感を与える」だとかいったレーティングを与えることはないだろう。だとすれば、PICS のシステムは、最終的には情報発信者が自ら行うレーティングではなく、ネットワーク管理者や第三者機関が人海戦術や検索ロボットなどを駆使して作成した、ラベルビューロと呼ばれるレーティング結果を収録したデータベースに頼らざるをえなくなる。事実、「電子ネットワーク協議会」の推進しようとしているシステムでは、システム管理者、電子ネットワーク協議会、情報発信者のそれぞれでレーティングに齟齬が発生した場合は、その順番で優先することになっている。ガーディアンエンジェルズの電子ネットワーク版であるサイバーエンジェルズのようなボランティア「自警団」が大活躍して、知らないうちにわれわれのホームページに勝手にレーティングがなされる日も近いかもしれない。

根本的に考えなければならぬのは、情報というものにレーティングをつけるということがそもそもどういうことかということだ。「性器の露出」ならまだしも「客観的」(?) かもしれないが、すべての情報になんらかのレーティングがなされている世界というものを想像することは、相当におぞましいことではないだろうか。その意味では、「電子ネットワーク協議会」の提案する「レーティング基準」のなかに「ヌード」や「セックス」とならんで、「言葉」や「その他」という項目があるというのは、かなり問題があるといわざるをえない。

そうはいつても、個々のローカルな WWW サーバの管理者としては、コンテンツ規制の問題が困った問題であることにはちがいない。「表現の自由」という大前提と「遵法精神」や「公序良俗」なるものとの板挟みで苦勞する人たちが、電子ネットワークの発達によって急増したということだ。それはそれでよいことだとひとまず言っておきたい。まったく安全な場所から「表現の自由」を主張するのではなく、安易に「公序良俗」を口にするのでもないような、本当の民主主義の精神の涵養のためにはみんなが苦勞するほうがいいと思われるからである。

しばしば用いられる手段は、「利用規程」の類をつくって、それをメンバーに周知徹底しておくことだ。しかし、たとえば「著作権法を遵守しましょう」という類の条項でも、現行の著作権法の適用についての解釈に相当揺れがある現在、いわゆる「萎縮効果 (chilling effect)」が生じて「正当な」引用までもが自制されてしまう可能性もあるので注意が必要である。何でもかんでも著作権の問題だとして知の世界を「所有権」でがんじがらめにしていまうような最近の風潮のなかでは、「法の遵守」という一見「当たり前」のことをことさらに言うということの効果も考えるべきであろう。

「公序良俗」などというあまりに漠然としたものはともかく、現行法に触れるおそれがあるものについては規制せざるを得ないという考えはどうだろうか。確かに「明らかに」法に抵触する内容のものを放置することは好ましくないだろう。しかし、新しい領域としての電子ネットワークにおいては、かなりの部分が「おそれがある」というグレーゾーンでしかない。少年犯罪の被疑者に関する情報、画像処理ソフトの在処へのリンクをはったモザイクつき画像のページ、新聞記事の非営利的引用、これらは、

いずれも個々に十分な検討を要する事例である。これらをすべて「おそれがある」というだけの理由で一律に規制することは、管理者としては不見識のそしりをまぬがれまい。ということは、規制をするならする、しないならしないで、それぞれの結果に対して何らかの見識にもとづいた責任をもちなさいということになるだろう。もちろんこれは、自分（あるいはその代理者）の管理するサーバーのすべてのコンテンツに対して直接責任をとれということではない。そんなことは必要もないし、そもそも不可能である。

電子ネットワークをめぐる倫理的問題は、この他にも、ログインを認められていないマシンにアクセスする、「無権限アクセス」あるいはクラッキングに関する問題や、現時点では電子ネットワークの恩恵を受けたくても受けることのできない「情報弱者」の発生という問題などがある。紙数の都合でもはや詳述することはできないが、前者に関しては、これを他人の家に黙って入ることと同じことと考えてよいかどうかということが問題となろう。ここでも、電子ネットワーク以外の領域とのアナロジーが成立するかどうか論点になろう。それは家宅侵入にあたるのか、それとも公園に置き忘れられたサッカーボールを、所有者がそれを取りに来るまで無断で蹴って遊ぶことに相当するのか。「情報弱者」については、地域間格差や老人、障害者など、現時点でも何らかの意味で「弱者」であることを強いられている人々が、「情報」という点で、さらなる「弱者」になってしまう可能性に関する問題であるが、これについては、既に拙論「阪神・淡路大震災とコンピュータ・ネットワーク - コンピュータ・エシックスへの外挿的序論」(『現代思想』1995年11月号、青土社、1995.11)で触れておいたのでここでは割愛する。

3 コミュニケーションと情報倫理

コミュニケーションという領域に関しても、コンピュータは大きな影響を及ぼさざるをえない。インターネットに代表される電子ネットワークの発達をみても、コンピュータは、今や計算のツールである以上にコミュニケーションのツールなのである。大容量のファイルを電子ネットワークを通じて転送したり、電子メールで遠く離れた場所にいる相手と議論や情報交換をしたりすることの利便さは、現在のわれわれが日々実感していることでもある。この点にかぎっていうならば、電子ネットワークはわれわれのコミュニケーションを確実に「促進」する。

情報という領域では、「より速く(早く)、より大量に、より正確に」ということが、あたかも絶対不可侵の理想であるかのようにみなされているために、情報倫理の問題は、その理想を実現するテクノロジーの発達のいわば外部に発生する問題であると思われるがちである。このため、そうしたテクノロジーそのもののあり方が直接問題にされることはあまりないともいえるだろう。つまり、そこでは、たいていの場合、テクノロジーの「善用/悪用」論が語られているにすぎない。電子ネットワークは、ちゃんと使えばわれわれを幸せにするが、悪用されれば大変なことになるというわけだ。テクノロジー一般に関する「善用/悪用」論は、水爆を生み出した現代物理学への懐疑もあって、日本でも高木仁三郎氏など多くの批判にさらされてきた。そこでは、テクノロジーそのものへの原理的な批判こそが求められていたといえよう。たとえば生命倫理においても、「ヒトゲノム解析」などの遺伝子工学という発想自体が問題にされ得るし、環境倫理では、現在の地球環境破壊の淵源としての近代のテクノロジーがつねに俎上にあがっている。しかるに、情報倫理の領域では、すばらしいものができたけど「悪用」されると困る、という程度の認識が未だに一般的であるように思われる。それはそれで全くの間違いいというわけではないのだろうが、情報倫理というものの射程が、たんなる場当たりの問題解決にあるのではないとするならば、情報という概念に関する今一步踏み込んだ哲学的考察が必要になるのではないだろうか。

生命倫理でも、たとえば「出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶の是非」というきわめて具体的な

事柄が「問題解決」のために議論される。しかし、そこでは、単にさしあたっての問題解決を目指すというのとどまらず、「生命の尊厳」や「自己決定権」という、近代社会が獲得し、ある意味では普遍的に承認されてきたともいえる理念が、新しい技術の発生に付随する問題をきかけとして再検討されているのである。その意味では、応用倫理学は、既存の規範システムを個々の新しい問題にいか「応用」するかを考えるだけの学問ではない。それでは、情報倫理という領域において、ポルノやクラッキングなどの個々の問題の解決という課題を越えて議論されるべき概念などあるのだろうか。ひとつは、以前にも触れた「所有」という概念をあげることができよう。17世紀イギリスの哲学者ジョン・ロック以来、所有概念は倫理学の基本概念であり続けてきた。しかし、電子情報通信システムの発達は、「知を所有するとはいかなることか」という大きな問題をわれわれにつきつけてきており、それは「知的所有権」といった現存の法的権利の問題を越えて議論されるべき事柄である。他にも「表現と自由」や「公と私」ということが考えられようが、あえてもうひとつあげるとすれば、それは「速度」という概念である。

この「速度」論を独自の立場から展開しているのが、フランスの「都市計画研究者」ポール・ヴィリリオである。1977年の『速度と政治』（市田良彦訳、平凡社）以来、彼は一貫して、速度の概念を権力や政治、経済の問題として批判的に検討してきた。それはかつては「乗り物」、「交通」と政治権力の関係として分析されていたが、昨年邦訳の出た『電脳世界』（本間邦雄訳、産業図書）では、いよいよインターネットをはじめとする電子テクノロジーが組上にあがっている。彼の論点は、一言で要約すれば、衛星テレビを含めた電子ネットワークにおける「光＝絶対速度」の発生を「リアルタイムの横暴」として捉え、批判することにある。「世界が狭くなる」という、通常は肯定的に使われる表現は、彼にとっては文字通り「世界が窮屈になり、人々がそこに監禁される」状態を意味する。人間の身体的存在がよってたつ「今、ここ」において、「絶対速度」は「今」のために「ここ」を犠牲にすることを要求する。これは、物質の汚染による自然環境の破壊と並ぶ、距離の汚染という一種の環境汚染にほかならない。それはローカルなリズムの破壊であり、風景の破壊なのだ。それが汚染であるのは、人間に「反射」を要求し、「反省」という時間のかかる作業を行う能力を削減してしまうからである。1979年にフランスで電波の自由化が実現したときに、いち早く「ラジオ・トマト」なる自由放送を創設した彼であってみれば、ここでの批判は単なる懐古趣味にとどまるはずのものではあるまい。批判の射程は、ヴァーチャル・リアリティからサイバー・セックス、電子商取引にまで及ぶ。そしてそれらは、現代の最大の災厄たる核戦争と経済恐慌と結びつけて論じられる。この災厄は、予測不可能な「アクシデント（偶発性＝事故）」であり、かつ世界規模で一瞬にして起きるのである。そして、それがどのようなものであるかはだれも知らない。このような「速度」批判は、決してテクノロジーの「善用/悪用」論にとどまるものではないし、かつ素朴なテクノロジー全否定でもない。意図的にペシミスティックな論調で語るヴィリリオの個々の見解には異論もあるだろうが、経済問題に還元されがちな環境問題において「風景論」が果たしたのと同様の役割を担い得る可能性は大いにあると思われる。

また、マーク・ポスターは、その『情報様式論』（室井尚・吉岡洋訳、岩波書店、1991）において、電子ネットワーク上のコミュニケーションは、これまでのコミュニケーションにとっての阻害要因であった時間と空間による制約から自由であるために、古代ギリシャのアゴラやニューイングランドのタウンミーティングのような直接民主主義の理想を現代において実現することを可能にするまでという。しかも、同じくポスターが主張していることだが、コンピュータを介したコミュニケーションは、これまで自由で平等な人間のコミュニケーションを阻害してきたと思われるような様々の人間的属性、たとえば人種、性別、年齢、財産、収入、職業などの属性に基づくヒエラルキーからわれわれを解放するともいわれる。電子コミュニケーションのこのような特性を、ハーバーマスのいう「理想的発話状況」を現実化するものとして捉える論者までいるくらいである。この楽天主義を一笑に付すことはたやすい。し

かし、電子ネットワークにおける形式上の「平等」のゆえに、これまでは一部の者に独占されてきた公的な場への情報発信が、権力をもたない少数者にも可能になるということも事実である。軍事独裁政権下における反政府民主化運動が、インターネットを利用して、自国の現状とその活動の趣旨を広く世界に広報し、国際世論の支援を求めるといことも現実に行われている。(もちろん、それが可能だということは、テロ組織やカルト教団にも可能であるということの意味するが。) コンピュータが世界から戦争をなくし、社会的弱者を解放するという、アメリカの西海岸の若者たちがかつてもった夢と想像力は、捨てる必要などないし、捨てるべきでもないだろう。

そうはいつても、現状では、この電子ネットワークの特性が、ある問題を引き起こしていることも事実なのである。まずそれは、一切の属性から自由になりうるという特性、特に「匿名性」という特性が、「情報の信頼度」や「情報発信の責任の所在」という点からすれば、逆に深刻な問題を引き起こしかねないというところにあられる。電子ネットワークを利用した、プライバシーの侵害や名誉毀損などが、匿名かつ大規模に行われるのは現状では日常茶飯事である。また、阪神・淡路大震災においては、大規模災害後の情報流通の手段として、日本では初めて電子ネットワークが有効利用されたとされるが、情報発信や転送の容易さという電子ネットワークの利点が、逆に情報の信頼性を損なったという面がなかったわけではない。(前出拙論を参照願いたい。)

要するに、誰もが情報発信者になりえ、かつそれが匿名でも可能であるという電子ネットワークの特性が、ポスターの言うように近代的主体性を解体するものであるとするならば、それは同時に、近代的主体性と不可分のものであったはずの「責任」という要素をきわめて希薄なものにしてしまう危険性があるのである。「顔」の不在という表現をしてもいいだろう。その意味では、先に触れた、電子ネットワークを利用した「直接民主主義」も、民主主義を衆愚政治ではなく自立した行為主体としての主権者の責任にもとづくものであると考えるかぎり、不可能に近い企てだと思われる。こうした問題は、もともと研究者間の連絡や情報交換に利用されることを前提として開発された現在の電子ネットワークシステムにとっては、予期せざる、しかしある意味では必然的な問題だといえよう。もちろん、ここで直ちに匿名性を排除するべきだという提案をするつもりはない。しかし、現在のシステムがそのようなシステムであるのだということは、十分自覚しておく必要があるだろう。エレクトリック・コマースの実現にむけて電子署名の技術などが開発されてはいるが、そうした技術に全面的に期待するわけにはいかない。技術は必ず裏をかかれる運命にある。

それよりも、電子メディアであれ何であれ、特定のコミュニケーションツールに全面的に依存することのないようにするということが重要であろう。電子コミュニケーション特有の現象であるともいわれるフレームウォーズ(罵倒合戦)も、議論が匿名で行われるということ以上に、それがひとつの閉じたコミュニケーション領域においてのみなされるということが原因となっているのではないだろうか。特定のコミュニケーションツールに過度に期待することは危険ですらある。